

訪問介護事業所重要事項説明書（令和 年 月 日現在）

訪問介護の提供にあたり、厚生路同省令第 37 第 8 条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1 利用者の担当事業所の名称など

事業所の名称	訪問介護ステーションアイケア小樽
指定事業所番号	北海道指定事業所番号 0172001265
所在地	小樽市桂岡町2番地510
連絡先	電話番号 0134-61-6255 FAX番号 0134-61-6256
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、生活全般における援助を行う。
通常の事業の実施地域	小樽市、札幌市

2 法人概要

事業者名	株式会社アイケア北海道
所在地	小樽市奥沢1丁目17番1号
連絡先（代表）	電話番号 0134-31-3727 FAX番号 0134-31-7018
法人種別	株式会社
代表者	代表取締役 桶谷 満
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な訪問介護の提供を確保する。
法人の行う他の業務	認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所、 訪問看護事業所、住宅型有料老人ホーム

3 利用者の担当事業所の営業日及び営業時間（窓口対応の営業日および営業時間）

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日・年末年始 12/30～1/3 を除く
営業時間	9：00～18：00

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5 利用者の担当事業所従業員の職種、員数及び勤務体制（令和 年 月 日現在）

職 種	員 数	勤務体制
管理者	1 名	サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	1 名以上	
訪問介護のサービス提供者（有資格者）	常勤換算方法で 2.5 人以上	

6 訪問介護のサービス提供日・提供時間および訪問介護員の担当期間

提 供 日	月曜日～日曜日 年中無休
提 供 時 間	24 時間
担 当 期 間	原則として6ヶ月（4月と10月）ごとに交替します。 ただし、利用者からの交替希望や、提供曜日および時間帯の変更によっては、期間内での変更もあり得ます。また、事業所の都合で、交替を申し出ることもあります。

7 利用料金

料金について	居宅サービス計画に基づいて請求します。利用料金は、1ヶ月単位の利用時間数、回数により請求しますので、毎月料金に変更が生じます。毎月提示される居宅サービス計画を十分参照のうえ、ご確認下さい。 ・初回加算 200 単位/月
--------	---

	・緊急時訪問介護加算 100 単位/月 ・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位/月 ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位/月 ※ 別途合計額に 22.4%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。
--	--

① 利用時間の延長および短縮については、居宅サービス計画が訂正されることにより、訂正後の利用料金を申し受けます。居宅サービス計画の訂正が出来ない場合については、実際に提供した内容での介護報酬単価に基づいて算定する基本料金全額自己負担を申し受けます。

また、区分支給限度額の上限を超えた場合については、介護報酬単価に基づき、超えた分の全額自己負担を申し受けます。

② 早朝（午前 6 時～午前 8 時、夜間（午後 6 時～午後 10 時）は通常利用料金の 25%の割り増しになります。また深夜（午後 10 時～午前 6 時）は通常料金の 50%割り増しになります。

③ 訪問介護員を同時に 2 人利用した場合は、通常の 2 倍の利用料金になります。

8 その他の費用

ア 交通費	通常はいただきませんが、前記 1 の担当事業所の通常の事業実施地域以外でのご利用の場合は、交通費の実費をお支払い下さい。 往復 7 km 未満 200 円 往復 7 km 以上 500 円
イ キャンセル料	利用前日の午後 5 時 15 分までに利用の中止または日時の変更の連絡をいただけなかった場合、利用当日算定される予定の介護保険料一割負担分をいただきます。
ウ 訪問介護提供記録等複写物の費用	1 枚につき 10 円。その都度お支払い下さい。
エ 訪問介護提供にかかわる諸費用	実費利用者負担となります。利用者の依頼で消耗品等の買い物代金および交通費については、その都度お支払い下さい。

※ イのキャンセル料については、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情のある場合は、キャンセル料はかかりません。

9 料金の支払いについて

支払い	事業所の指定する日（土、日、祝等で金融機関が休みの場合は、翌営業日）までに、銀行振込、自動払込、口座振替によりお支払い下さい。
	利用料金として請求する金額の中には、キャンセル料金も含まれます。また、通常事業実施地域以外でのご利用の場合の交通費についても含まれますので、合わせてお支払いください。

10 緊急時における対処方法

利用者の主治医への連絡を行い、その指示に従います。また、必要なときには緊急連絡先の方にも連絡します。

利用者の主治医	氏名
医療機関の名称	
所在地	
電話番号	
緊急連絡先	
住所	
電話番号	

11 相談窓口・苦情対応

当センターのご利用相談・苦情担当責任者

管理者 山本 修一 電話 0134-61-6255

FAX 0134-61-6256

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、ただちに管理者が相手に連絡を取り、直接会うなどして詳しい事情を聞く
- ・検討が必要な事態が生じた場合検討会議を行う
- ・検討後、翌日までには具体的な対応を行う（利用者への謝罪など）
- ・記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる

(2) 第三者窓口

北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係 011-231-5161

北海道福祉サービス適正化委員会 011-204-6310

小樽市福祉保健部 介護保険課 0134-32-4111

12 事故発生時の対応

- ①指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- ②当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。
- ③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- ④原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者 山本 修一

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者：管理者 山本 修一

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に一回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底。
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施

1 6 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）。

1 7 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

計画書は定期的に見直しを行い、必要があれば変更いたします。

1 8 その他

訪問介護の質の向上	訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって訪問介護にあたります。
訪問介護の事前説明	利用者の家にお伺いし、訪問介護の提供を始める前に、まず利用者に対し、訪問介護の提供方法等についてわかりやすく説明いたします。

15 第三者評価実施の有無

第三者評価実施の有無	直近の実施年月日	実施機関の名称	評価結果の開示状況
あり ・ なし	年 月 日		

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業所)

事業所名 株式会社アイケア北海道 訪問介護ステーションアイケア小樽
 住所 小樽市桂岡町2番地510
 説明者 (職名：) (氏名：)

(利用者)

住所 _____
 氏名 _____ 印

(利用者の代理人)

住所 _____
 氏名 _____ 印
 (利用者との関係：)